## 文書群命名に関する取扱要領

(昭和58年3月31日決定)

(趣 旨)

第1条 京都市歴史資料館(以下「資料館」という。)における文書群の命名に関しては、この要領の定めるところによる。

(文書群)

第2条 所蔵者を同じくする文書群は原則として分割しない。ただし、所蔵者において 明らかに別の群という意識を有し、かつ内容的にも明らかに別の群と認められる場合 はこの限りではない。

(型 式)

- 第3条 文書群名の型式は次の各号に掲げるものとする。
  - (1) ○○町(村)文書
  - (2) ○○家文書
  - (3) ○○所蔵文書
  - (4) ○○寺(社)文書
  - (5) ○○旧蔵文書
- 2 前項各号の型式は次の場合に適用する。
  - 第1号の型式 町共有の、又は保管者が町共有の意識を有している文書の場合
  - 第2号の型式 特定の家に伝来してきた文書の場合
  - 第3号の型式 所蔵者が伝来の過程に直接関係を有さず、かつ内容が多岐にわたる文書の場合
  - 第4号の型式 寺院又は神社に伝来してきた文書の場合
  - 第5号の型式 第3号の型式の文書が資料館の所蔵に帰した場合

(命 名)

- 第4条 文書群の命名は次の各号の定めるところによる。
- (1) 町文書は原則として現在の公称町名を用い、村文書は原則として江戸期の郷村名を用いる。
- (2) 家文書は当該文書が伝来した家の姓のほか、屋号・世襲名等も通用状況をみて 用いる。

なお,同一文書群名が2以上にわたり,利用上混乱するおそれのある場合は,姓

のあとに登録時の所蔵者の名の最初の1字を()内に明示するものとする。

- (3) 所蔵文書は原則として所蔵者の姓名又は名称を用いる。ただし、それに支障のある場合は姓のみ、又は庵号等の別称を用いることができる。
- (4) すでに世上に広く通用する名称が文書群に付されている場合は、それを用いる。
- (5) 命名した文書群名は原則として変更しない。

(補 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、特に必要がある場合は資料館長が別に定める。 附 則

この要領は昭和58年4月1日から実施する。